附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第八号）附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

3　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条」を「第九十五条の二」に、「第五款　還付（第百三十八条―第百四十二条）」を「第五款　納税の猶予（第百三十七条の二・第百三十七条の三）」に、「第六章　更正の請求の特例（第百四十二条）」を「第六款　還付（第百三十八条―第百四十二条）　第七章　更正及び決定（第百五十一条の二）　第七章　更正の請求の特例（第百五十二条―第百五十三条の二）　第八章　修正申告の特例（第百五十四条―第百六十条）」に改める。

第二款　申告、納付及び還付（第百六十六条）を「第二款　申告、納付及び還付（第百六十六条）　第二款の二　修正申告の特例（第百六十六条の二）」に、「第二百三十一条の二」を「第二百三十二条」に改める。

第十条第二項中「を提示しなければ」を「の同項に規定する提示をしなければ」に改め、同条第五項中「を提示して」を「の提示（当該書類の提示に代えて政令で定めるところにより行う第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する署名用電子証明書等の送信を含む。）をして」に、「同項」を「前項」に改める。

第二十四条第一項中「限る。）」の下に「、投資信託及び投資法人に関する法律第三十七条（金銭の分配）の金銭の分配（出資総額等の減少に伴う金銭の分配として財務省令で定めるもの（次条第一項第三号において「出資等減少分配」という。）を除く。）」を加える。

第二十五条第一項中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同項第三号中「のうち、」を「のうち」に、「ものを」を「もの及び出資等減少分配を」に改める。

第四十五条第一項第二号中「又は第百三十六条」を「、第百三十六条」に、「の規定」を「、第百三十七条の二第十二項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）又は第百三十七条の三第十四項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に係る利子税）の規定」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

第五十七条の四第二項中「第二条第十二号の七」を「第二条第十二号の六の六」に改め、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第六十条の次に次の三条を加える。

（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）

第六十条の二　国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この条において同じ。）をする居住者が、その国外転出の時において有価証券又は第百七十四条第九号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する匿名組合契約の出資の持分（以下この条から第六十条の四まで（外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例）において「有価証券等」という。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、当該有価証券等の譲渡があつたものとみなす。

一　当該国外転出をする日の属する年分の確定申告書の提出の時までに国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をした場合　同項の規定による納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合　当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に取得をした有価証券等にあつては、当該取得時）における当該有価証券等の価額に相当する金額

2　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済信用取引等」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　前項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　前項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済信用取引等にあつては、当該締結の時）に当該未決済信用取引等を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

3　国外転出をする居住者が、その国外転出の時において決済していない金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引（以下この条から第六十条の四までにおいて「未決済デリバティブ取引」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その国外転出の時に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の利益の額又は損失の額が生じたものとみなす。

一　第一項第一号に掲げる場合　当該国外転出の時に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額

二　第一項第二号に掲げる場合　当該国外転出の予定日から起算して三月前の日（同日後に契約の締結をした未決済デリバティブ取引にあつては、当該締結の時）に当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額